



産業廃棄物処理業者に対する行政処分を行いました

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第14条の3の2の規定により、下記のとおり行政処分を行いました。

1 被処分者

住 所 長野県上水内郡飯綱町大字普光寺2972番地1
氏 名 有限会社清水工務所
代表取締役 清水 優

2 処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 命令書交付日

令和6年1月25日

4 処分の理由

被処分者の株主である者は、平成31年1月29日、長野簡易裁判所において法違反による罰金刑が確定し、平成31年2月20日に刑の執行を終えた。

このことにより、この株主が法第14条第5項第2号イで規定する法第7条第5項第4号ニに該当することから、被処分者が法第14条第5項第2号ニの欠格要件に該当するに至ったため。(法第14条の3の2第1項第2号該当による取消し)

(問合せ先)

担当 環境部資源循環推進課 廃棄物審査係
高橋、山浦

電話 026-235-7164 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 2831

FAX 026-235-7259

E-mail junkan@pref.nagano.lg.jp